

( 別 添 1 )

労働安全衛生法第28条の2第2項の規定に基づく  
危険性又は有害性等の調査等に関する指針に関する  
る公示

危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第  
2号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条  
の2第2項の規定に基づき、化学物質等による危  
険性又は有害性等の調査等に関する指針を次の  
とおり公表する。化学物質等による労働者の健康障害を防  
止するため必要な措置に関する指針（平成12年3  
月31日付け化学物質等による労働者の健康障害を  
防止するため必要な措置に関する指針公示第1号  
）は、廃止する。

平成18年3月30日

厚生労働大臣 川崎 二郎

- 1 名称 化学物質等による危険性又は有害性等  
の調査等に関する指針
- 2 趣旨 本指針は、化学物質、化学物質を含有  
する製剤その他の労働者の危険又は健康障  
害を生ずるおそれのある労働者の健康障  
害を法的第28条の2第1項の規定に基づ  
き措置するものことである。また、本指  
針は、事業者が自主的に実施するもの  
であり、その適切な実施を促すこと  
を目的とする。
- 3 内容の閲覧 内容は、厚生労働省労働基  
準局及び都道府県労働局に供  
する。閲覧は、厚生労働省労働基  
準局及び都道府県労働局に  
おいて行う。
- 4 その他 本指針は、平成18年4月1日から適  
用する。